

素敵に

中央区分譲マンション管理情報誌 第32号

マンションライフ

lineup ●「分譲マンション 共用部分リフォームローン保証料助成」のご案内 ●分譲マンション管理組合交流会

管理費等の滞納問題は 管理組合にとって 重要課題です!

特集

管理費等支払催促書

前略、〇〇〇マンション管理組合理事長でございますが、貴殿は当マンション△△号室の管理費、修繕積立金を左記のとおり滞納しております。管理費等の負担はマンション建物の区分所有者としての義務であり、建物の区分所有等に関する法律および当マンション管理組合規約に規定されています。また、同規約△△条により年××%の遅延損害金を付加して支払なければなりません。また、同規約△△により、法的手段に要する費用は、後記管理組合の銀行口座に送金下さるようお願いいたします。

管理費等支払催促書

なお、本書面に対して貴殿より何らかの回答なき場合は法的手段に訴えざるを得ないことと、その場合当マンション管理組合規約に定められた遅延損害金を付加して支払うこととなります。また、同規約△△により、法的手段に要する費用は、後記管理組合の銀行口座に送金下さるようお願いいたします。



● 申し込みに必要な書類

- ・ 分譲マンション修繕工事保証料助成申込書
(区分所有者別負担割合一覧表を含む。)
- ・ 住宅金融支援機構に提出した「共用部分リフォームローン借入申込書」の写し
- ・ 住宅金融支援機構の「融資承認通知書」の写し
- ・ 修繕工事の内容が分かる設計図書の写し
- ・ 分譲マンション管理組合の管理規約の写し
- ・ (財)マンション管理センターの「保証委託契約申込書」の写し

中央区都市整備公社
で行っている分譲マン
ション管理組合支援
事業は、毎年各管理



【お問合せ先】一般財団法人 中央区都市整備公社 まちづくり事業部 まちづくり支援第一課
TEL 03-3561-5191 受付時間 8:30~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)



エンジョイ♪マンションライフ! その24

今年で築30年を迎えるウチのマンション。`排水管のタテ管が詰まって台所の床が水浸しだ、`勾配が甘いところがあるんだよね、`10年前に調べてもらった時、すでにサビが凄かったっけ…大丈夫か?、等々、排水管に関するトラブルや話題が増えてきました。さて、どうしたら…という声に答えるカタチでこの度「排水管更生工事に係わる修繕委員会」が発足されたのでした。`で、差しあたり何を?、`専門家とか呼んだ方がいいんじゃないか?、`公社から来た冊子に何か載ってたぞ、…とりあえず、都市整備公社に電話してみましょう。



編集・発行

一般財団法人 中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 京橋プラザ2階

TEL 03-3561-5191 FAX 03-3561-5192

e-mail zai.chuo.toshi.kosha@theia.ocn.ne.jp

URL <http://www.chuoku-toshiseibikosha.or.jp/> (中央区役所のホームページとリンクしています)

公社利用のご案内

●受付時間:平日の午前8時30分～午後5時 ●お休み:土・日曜日、休日、年末年始(12月29日～1月3日)